

議案第 7 4 号

天理市立体育館条例の一部改正について

天理市立体育館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年12月 4 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立体育館条例の一部を改正する条例

天理市立体育館条例（昭和55年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 7 条ただし書中「教育委員会が特別の理由があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- ( 1 ) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができないとき。
- ( 2 ) 公益上又は本市の都合により使用許可を取り消したとき。
- ( 3 ) 使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- ( 4 ) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

第 8 条中「必要があると認めるときは、使用料」を「公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」に改める。

第 9 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表中

「

使用時間	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
体育場	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	10,000円

」

を  
「

	使用単位		使用料
体育場	1 時間につき	全 面	500円
		半 面	200円
		照明設備	300円

」

に、「100円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。